

## 手配旅行の取引条件説明書（要約）

お申し込みの際には、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

### ●手配旅行取引条件説明書面

この旅行は、株式会社アリス（以下「当社」といいます。）が手配するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、旅行契約（申込）が成立した場合は同法第12条の5及び当社の旅行業約款手配旅行契約の部第10条第1項の契約書面（以下「契約書面」といいます。）の一部として取り扱います。お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面に記載したところによります。

### ●旅行のお申し込み及び契約成立時期

(1)所定の申込書に所定の事項を記入または送信のうえお申し込みください。(2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。(3)お申込金（おひとり）：0円（本ツアーに関しては無料のため）

### ●団体・グループ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（契約責任者）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

### ●旅行代金 0円

●旅行代金(0円)に含まれるもの(1)各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金、入場料・拝観料等及び消費税等諸税、パンフレット等において、ツアーに含まれる旨表示したもの。

●旅行代金に含まれない代金 上記「旅行代金に含まれるもの」以外のものは含まれませんが、その一部を以下に例示します。(1)電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料(2)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

### ●取消料（0円のため該当いたしません）

### ●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

### ●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の係員・運送機関等旅行サービス提供機関にご通知ください。（通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知してください。）

●個人情報の取扱いについて(1)当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、最終旅程表に記載された運送機関等及び保険会社に対し、お申込み時にいただいた個人情報及びデータを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。(2)当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。(3)その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書（全文）の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合わせ窓口は株式会社アリス(兵庫県芦屋市大原町13-10)となります。

●**当社の責任** (1)当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が旅行業約款の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。(2)旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

●**旅行者の責任**(1)旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。(2)旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。(3)旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

●**弁済業務保証金**

(1)当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2-19 赤坂シャスタイーストビル3階）の保証社員になっております。(2)当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から300万円に達するまで弁済を受けることができます。(3)当社は、旅行業法第四十九条の第一項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託していません。

●**その他の事項について**

当社旅行業約款に準じます。

旅行手配：株式会社アリス  
兵庫県知事登録旅行業 第3-522号  
一般社団法人全国旅行業協会正会員  
兵庫県芦屋市大原町13-10  
TEL:0797-34-1983 FAX:0797-34-1985  
総合旅行業務取扱管理者 橋本 周三